

1986年12月

「分割・民営化」への移行を監視しよう
附帯決議解説ダイジェスト

国鉄労働組合

去る12月11日、設立委員会が発足し、新会社等職員の採用基準と各社労働条件が提示され、4月1日の「分割・民営化」に向け大詰めの段階を迎えています。

政府当局にとって最大の関心は職員の「振り分け」作業を無難にやりとおすことにあります。先の国会では、「組合別の選別・差別は絶対にしない」と明言していますが、最後まで気を許すことは出来ません。

私たちは、11月28日の参議院特別委員会における「附帯決議」をその後の闘いに取り組むにあたって、重大な足がかりと位置づけてきましたが、いまこの局面で一人ひとりが、何が足がかりとなるのかということを経験し、自覚し、当局にその実行を迫らなければなりません。なかでも「振り分け」にあたって、「附帯決議」第9項が重要な武器となります。

第9項には「国鉄改革の実施に当たっては、国鉄職員の雇用と生活の安定をはかるため、次の諸点について十分配慮すること。」とあり、以下に5つの細目が規定されています。各項がどのような国会審議を背景に採択されたのか、その審議内容を大綱的に掲載しました。

問題はこれを各職場で具体的に生かすことです。是非職場で議論し、問題点を整理し、たたかひの糧として下さい。

1. 採用基準（選別方法）は客観的かつ公正か？

本人の希望は尊重されているか？

組合による差別はないか？

〔附帯決議第9項①〕各旅客鉄道株式会社等における職員の採用基準および選定方法については、客観的かつ公正なものとするよう配慮するとともに、…本人の希望を尊重し、所属労働組合等による差別等が行われることのないよう特段の留意をすること。

採用は基本的に国鉄職員から

橋本運輸大臣 少なくともよほど特別の資格とか特別の能力を要求される職種を除いたら、基本的には私は現在の国鉄職員のうちから採用されるべきものであると思います。（11月25日）

基本的には当該エリアから採用

杉浦国鉄総裁 基本的にはそれぞれの会社のエリアの中での現に働いている職員がその会社に採用されるということが一番穏当であろうというふうに思います。

ただ、今先生ちょっとおっしゃいましたように、北海道とか九州などの特殊な雇用状態の極めて難しい問題があるところがございますが、こうした点についてその

面での全国的な配慮ということも例外的に考える必要があろうかと思えます。(11月25日)

希望調査に細心の注意

杉浦国鉄総裁 これは各個人個人の将来の生活に端的に結びつく大変大きな問題でございますので、やはりできるだけ時間をかけ、またその集計に当たりましても細心の注意を払ってこれを取りまとめたいというふうに思っておるところであるわけではありますが、そうした個人個人の御希望を聞き、さらにまた設立委員からお示しがあるであろう採用条件、これを両方つき合わせいたしまして、各それぞれの個人個人別の評価を行い、名簿を作成して、これを設立委員に提出するというのをやるわけでございます。こうした作業が、なかなかそのこと自体重要であり、また多くの時間がかかるということは事実でございます。(11月22日)

採用基準をこえる選定基準があってはならない

橋本運輸大臣 いずれにいたしましても、設立委員の補助者の立場で設立委員の定める採用基準の範囲を超えるような選定基準があってはならないということは私も当然のことであろうと思えます。(11月25日)

身障者、中高年齢者の雇用を守る

橋本運輸大臣 障害を負うておられる方々あるいは中高年齢者の雇用という問題は確かに大切な問題であると思えます。現在の国鉄は、御承知のとおり、身体障害者雇用促進法等の対象にはなっておりませんでした。その業務の内容からして、みずからの企業内における労務災害等による障害者を雇用することに大変努力をしてこられておりました。そして、新会社になりますと、今度はまさに身体障害者雇用促進法等を初めとする障害者に対する法令で定められました雇用義務、また中高年齢者の雇用に対する配慮が当然行われるものと私は考えております。

しかし、いずれにしても、新会社の採用基準というものは、たびたび申し上げてまいりましたように、新会社の設立委員がお決めになることでありまして、その決定をまちたいと思っております。ただ、身体障害者雇用促進法等が適用になり、その義務を守るべき責任が新会社に生ずることは当然でありましょ。(11月28日)

平井労働大臣 やはり労働災害による身体障害者の関係、さらには非常に再就職の難しい中高年齢者については、当然設立委員がお決めになることではございますが、やはりそれだけの御見識と御判断があってしかるべしと、また労働省としてもその方向で順次お願いもしてまいりたいと考えております。(11月28日)

労働処分は勤務評価にならない

橋本運輸大臣 あくまでもこの基準というものは設立委員などがお決めになるものでありますけれども、私はその内容について、所属する労働組合によって差別が行われるようなものであってはならないと思えます。

ただ、今委員がもう一步深めて御質問をいただきましたので申し上げますれば、

その採用基準の中に例えば勤務成績というものを取り上げられることも、それは私にはあり得ると思います。そして、その中における処分歴等も判断要素の一つになることも、それはあり得るかもしれません。しかし、仮にそうした場合でありましても、その職員の採用手続の過程におきまして、いわゆる労働処分というものを具体的に明示するような形で勤務成績をお示しをするようなことはあり得ないと思いますし、あってはならないと思います。(11月25日)

労働組合の正当な行為で採用拒否はあってはならない

平井労働大臣 基本的にこの職員の勤務成績等を考慮に入れるということは、私は一般的に申し上げて、これはあり得るというふうに考えております。ただ、ずばり申し上げまして、特定の労働組合の組合員であるとか、また労働組合の正当な行為をしたこと等を理由に新会社への採用を拒否されるというようなことは絶対にあってはならぬと考えておりますことが、これは私の理解がいま一つ。さらに、その論議のありました採用基準なるものでございますが、これはあくまでも設立委員がお決めになることではありますけれども、やはり国民が納得する公正なものでなければならぬというふうに私は考えております。(11月25日)

監理調書はナマのまま出さない

杉浦国鉄総裁 それから職員管理調書、設立委員との関連における判断材料というものをどうしたらいいかということにつきましても、これは生のものをそのまま出すということを経ずに、御趣旨どおり客観的、公正になるような、そうしたことで判断をしてみたいと思っております。(11月25日)

調書はそのまま設立委にわたすと法的に問題

橋本運輸大臣 しかし、いずれにしてもこの具体的な内容というものは設立委員がお決めになることでありますが、その際に、現在国鉄が有しておる資料というものがそのままの形で新会社の設立委員に手渡されることがあったら、これは私は法的に問題を起すことではなかろうかと考えております。(11月20日)

調書は客観・公正なもの

杉浦国鉄総裁 この職員管理調書によりまして判断していくことになるであろうというふうに思うわけでございます。この調書のやり方、中身等は私ども客観、公正なものとして内部資料として持つておるものでございますので、そうした資料に基づきまして、適切な判断のもとにおきまして名簿の作成になることになるであろうというふうに思うわけでございまして、そうした後におきまして設立委員の御判断を仰ぐということに相なろうかと思っております。(11月20日)

時間外の増収活動は勤務評価外

安恒良一議員 そこで杉浦総裁、時間外に行う増収活動が勤務評価に入っている

ということは、調査評価の対象になることは問題があると私はと思いますが、この点どういたしますか。

橋本運輸大臣 いや、ですから、私はこだわっておりません。そういう角度で考えたことはありませんでした。ただ、基準法という問題の御指摘を受ければ、確かにそういうことだなと思いますと率直に委員の御質問を私は肯定したつもりなんです。

杉浦国鉄総裁先ほど申しました基本的な考え方はそうでございますが、先生の御趣旨を体しまして対処したいと思います。(11月25日)

採用通知のあと受託の意思を確認

杉浦国鉄総裁 採用通知をした後におきまして、個々の職員から何らかの形で受託の意思を確認したいと思います。(11月25日)

各組合、公平、平等、無差別が原則

杉浦国鉄総裁 そういう意味におきまして、労使間の正常化あるいは労使一体としての当面の局面の打開という面におきましては、いろいろと問題があったことも事実でございます。しかしながら、最近におきまして大いに労使一体となりまして雇用の問題あるいは改革の問題をやろうというような機運が非常に強くなりましたことは大変喜ばしく思っておるところでございます。私どもこれからも各組合に対しまして全く公平、平等、無差別の原理をもちまして、今まで以上に呼びかけをしてまいる所存でございます。(11月22日)

組合による選別は絶対はない

橋本運輸大臣 なお、残念ながら非常に多くの職員に、清算事業団において雇用の機会の確保、再就職の援助等の各種の対応の中で計画的な全員の再就職を図る、その機会を待っていただくわけではありますが、こうした状況の中に、今委員からお話のありましたような、所属する労働組合による選別というようなものが行われるとは私は考えておりません。また、あってはならないことだと思います。(11月12日)

組合を通じて職員を把握

杉浦国鉄総裁 私どもは、組合を通じましてできるだけそうした個々の職員の意見を我々吸収できるように組合からの意見の開陳があるものと思いますので、これを聞いてまいりたいというふうに思っておるところであります。……組合を通じての職員の個々の把握、指導、連絡等につきましては十分意を尽くしたいと思います。(11月25日)

組合の意向を聞く

橋本運輸大臣 国鉄当局が国鉄の組合と団体交渉をする立場にはない、これは御

理解をいただきたいと思います。

しかし、現実に国鉄の職員の方々が新会社への移行についてそれぞれさまざまな不安を持たれる、そしてまた、その不安というものがわだかまりとなって民営化後の労使関係の安定を損なうような事態を招くことは決して望ましいことではありませんし、国鉄当局、政府、今国鉄改革の円滑な遂行を進めていく中で、そうした事態を回避するための努力が当然必要になってまいります。私はやはりそうした場合において、個々の組合員の方々のそうした不安というものを吸い上げた組合の意向というものを国鉄当局が聞くための努力というものは当然求められるべき努力であろうと思います。ただ、今委員からお話の出ました苦情処理委員会というものにつきましては、私は実質的にはなかなか、残る作業の時間等を考えてまいりますと大変難しいと思いますし、むしろそうした形式的な対応よりもまさに労働組合がその組合員である職員の方々のさまざまな悩みというものの相談相手になりつつ、それを当局と話し合っていたとという形が一番現実的なものではなかろうかと思えます。(11月25日)

不当労働行為は絶対がない

平井労働大臣 私はたびたびの御答弁で不当労働行為はないものと繰り返し申し上げてきたわけでございます。

そしてまた、具体的な問題という御指摘になりますと、これはまた権限ある部署において具体的事実即して御判断があつてしかるべきものと。なお、これだけの大改革でございますので、いやしくも特定の組合に属する、または正当な組合運動を目的としての差別等々があつてはならぬことは申すまでもないこととございまして、今後も引き続き指導してまいりたい、労働省としてはそのように考えております。(11月27日)

杉浦国鉄総裁 従来から不当労働行為にわたるようなことはもう絶対がないというように厳しく指導をしてまいったところでございまして、また現実いろいろと報告を聞いておりますが、そういうようなことはないというふうに私は信じております。

しかしながら、管理者の数も非常に多数でございます。一部におきまして誤解が生じているとするならばそれは大変残念なこととございまして、今後とも細心の注意を払い、絶対に不当労働行為にわたるようなことはないようにこれからも厳しく指導してまいります。(11月27日)

杉浦国鉄総裁 私ども、そのような不当労働行為は絶対にあつてはならないと。そのことにより、かつての大変問題になりましたマル生運動のようなことはもう絶対にいかぬということで、終始一貫私は現場に指導をしてまいったところでございまして。したがいまして、先ほどお話し申し上げましたように、現実にそういう行為はないというふうに確信をしておるわけでございまして、しかしながら現場の管理者それぞれいろいろな問題を抱え、悩みを抱える職員との対応もございまして、そうした面で万が一誤解を生ぜしめるようなことがあつてはならぬというふうに思っておりますので、今後とも先生の御趣旨のとおり、これからも厳重に不当労働行為が一切ないように厳しく指導してまいる所存でございます。(11月27日)

杉浦国鉄総裁 今まで、従来から不当労働行為にわたるようなことは絶対ないよ

ことはないというふうに私は信じております。しかしながら、管理者の数が非常に多数ございますので、一部におきまして誤解が生じているとするならばそれは大変遺憾なことでございます。したがって、今後も細心の注意を払い、絶対に不当労働行為にわたることのないように厳しく指導してまいる所存でございます。(11月27日)

2. 再就職先の確保は万全か？

希望者の意思は尊重されているか？

採用目標の達成に努力されているか？

一括採用・内定されているか？

〔附帯決議第9項②〕再就職を必要とする職員については、国の責任において公的部門をはじめとする再就職先の確保と必要な援助に万全を期するとともに、公的部門における受け入れについては、希望者の意思の尊重、採用目標の達成をはかるとともに、国鉄改革実施前に一括して採用を決定、内定するよう極力配慮すること。

一人も路頭に迷わせない

安恒良一議員 そこで、次はいよいよ再就職先の確保についてであります。これが非常に重要であります。まず、このことはもう確認するまでもありませんが、総理にここだけお聞きしておきます。一人の職員も路頭に迷わせることがないように万全を期す、このことは総理が何回も言明されておりますが、その点はよろしゅうございますか、総理、聞かしてください。

中曽根総理大臣 そういう決心で努力いたしております。(11月25日)

一人も心配かけない

穂山篤議員 いや、私の質問したのは、完全に実現をする、その意味では一人の失業者あるいは首切りもないでしょうな、それを保証してもらえますかと、そういうことの確認を求めたつもりなんです。

中曽根総理大臣 これだけの大改革をやっておるのでございますから、政府もそれ相応の責任を持っておるわけでございます。したがって、例えば健康のぐあいであるとかそのほかの欠格条件があるという場合はこれはやむを得ませんが、そうでない方に関しましては一人といえども心配をかけないような体制をつくり上げるために、政府も責任を持って全力を注ぐ決心しております。(11月20日)

雇用問題を重視

中曽根総理大臣 まさに御指摘のとおり、雇用問題は今次改革の最大重大問題の一つでございます。政府といたしましてもこの問題については早期から手当てをいたしておりまして、大体61,000人の人々の就職先の問題について、政府あるいは政府関係機関、地方公共団体あるいは経済界等々にもいろいろ手を回してまして努力をいたしました。大体61,000人という予定が、6万7千数百人ぐらいまでの申し出のめどがついてきました。しかし、実際その人をその場所に適応させるという場合には、子供の教育の問題であるとか住居の問題であるとか、いろんな問題が出てまいりまして、そううまく吻合するというわけにはまいらない。そういう意味におきまして、最終的に見届けるまで我々は今後とも労働問題、労務問題については、就職問題につきましては努力してまいるつもりであります。

(11月12日)

再就職の確保対策を

橋本運輸大臣 しかし同時に、今日まで国鉄に勤務をしておりました職員の方々の気持ちを考えますとき、そのちょうだいをしております求人というものと本人の希望が必ずしも合致するときばかりではございませんだけに、なお一層の求人の窓をあけていただきたい、心から願っておることを申し添えます。(11月12日)

全員速やかに再就職

平井労働大臣 なかんづくこの雇用関係の問題については、政府側も繰り返し御答弁申し上げておりますように、不当労働行為等そういうものは絶対にあってはならぬし、避けなければならぬということで従来から指導してまいっておるわけでございまして、ただいまも御答弁がございましたように、とにかく雇用不安を起こさないように、全員速やかに再就職、これが今後円滑な分割会社の発展に一番重要なポイントではないかというふうな意見交換は日ごろ行っておるわけでありまして、(11月22日)

退職条件は組合と協議する

安恒良一議員 でありますから、労働省の見解もありましたように、これだけの職員が大量に退職する、退職金を支払ったり支払わなかったり、期間を引き継いだり引き継がなかったりいろいろするわけですから、そういうことについては団体交渉が行われるのは私は当然だと思いますが、運輸大臣、どうですか。

橋本運輸大臣 私は、今労働大臣が御答弁になりましたような状況の中で、国鉄の内部において所要の話し合いが行われることは十分あり得ることだと思います。

安恒良一議員 総裁、よろしゅうございますね。今申し上げたようなことについての組合との退職にかかわる、退職金を払う場合もある、払わない場合もある、期間を引き継ぐ人もあれば引き継がない人もある等々いろいろの条件がありますから、そういうことについて組合との話し合い、団体交渉、よろしゅうございますね。

杉浦国鉄総裁 退職にかかわる労働条件の問題につきましては、十分組合と協議をいたします。(11月25日)

一括採用・内定で努力する

橋本運輸大臣 国家公務員につきましては一括選抜、すなわち一括採用内定を最大限進める努力を鋭意いたしてまいります。また、地方公務員につきましても地方自治体に我々はこれを強制することはできません。ただ、我々として最大限の努力をし、お願いを申し上げるということでありまして、以下同様でございます。(11月20日)

葉梨自治大臣 各地方公共団体におきましては、それぞれの状況に応じて、昭和62年度以降昭和65年度当初までの間に採用する予定の者をできるだけ一括して選考する方向で努力をしておられると考えておるところでございます。(11月20日)

手塚政府委員 特殊法人関係、便宜、我が人事局で取りまとめておりますので、私の方からちょっと御説明いたします。

特殊法人、先ほどの9月12日の閣議決定で5,500という目標数が設定されております。現在までのところ、新たな清算事業団も含めて5,000という数がいれば申し出としてなされているわけでございます。残り500でございますがこれは正直に申しまして私どもの立場でいきますと、各省に対するのと違ひましてお願いすると、それも所管省を通じてお願いしていくというスタイルになっております。したがって、きちっとした数を算定してこれが目標だという方式には至りませんが、国の場合に準じてやっていただくようにということで各省に強くお願いしているところでございます。(11月25日)

3. 北海道・九州等においては、できる限り 新事業体に吸収する

〔附帯決議第9項③〕北海道、九州等の再就職先の確保がきわめて困難な地域については、国の援助と各新事業体の労使の自助努力等を踏まえ、できる限り清算事業団職員を新事業体に吸収するよう努めるとともに、地域内における再就職先の確保のための雇用対策にかかわる現行諸制度の弾力的運用等に努めること。

4. 賃金、労働条件は切り下げられないか？ 労働組合と十分な協議が行なわれているか？

〔附帯決議第9項④〕新事業体および清算事業団の職員の基本的な賃金、労働条件については、国鉄職員時代の実績等をできる限り尊重するとともに、国鉄と関係労働組合との間で十分な協議が行われるよう配慮すること。

労使協議の場を持つ

橋本運輸大臣 清算事業団の労働条件につきまして国鉄当局と国鉄の労働組合が団体交渉を行う場合は別といたしまして、政府、国鉄、設立委員のいずれにつきましても法律的には私は新会社の労働条件、雇用の場の確保等について現在の国鉄の労働組合と団体交渉を行う立場にはないと思っておりますが、実質的に国鉄改革を円滑に実施していくためには、私は必要に応じ労働組合と意見を交換する場合もあると考えております。

杉浦国鉄総裁 新事業体の労働条件につきましては、これは国鉄当局といたしましてこれを決定する立場にもございませんし、また、あるいは団体交渉を行う当事者能力も有しておりません。しかしながら、私といたしましては組合と十分に話し合いを行い、しかるべき意見を酌み取りまして国鉄としまして設立委員に要望を申し上げてまいりたい、このように考えておるところでございます。

清算事業団は採用内定者の待機場所

橋本運輸大臣 そうなりますと、この試験に受かって来ていただく方々は、運輸省側の定員の事情でその方々をお迎えできる時点までは清算事業団に待機をしていただくわけでありまして、一たん旅客会社等に行かれてそれから来られるわけではございません。私どもは清算事業団というものを、まさに今運輸省の例で申し上げましたように、きちんとしたいわば再就職の雇用開始までの間待機をいただく場、場合によってはその職業訓練等を受けていただく場として位置づけておるわけでありまして、今委員がマスコミの報道等を引用されながらお話しになりましたような位置づけは考えておりません。（11月20日）

杉浦国鉄総裁 そういう場合に、公的部門に行きたいということを第一に希望される方が出てくるものと思えますし、またその場合におきまして、今運輸大臣から御答弁ございましたように、なるべく一括の内定といいますか、そういうものを今お願いをいたしておるわけでございますので、当面採用されなくてもいずれ採用されるであろうということがそれぞれの人にとりましてわかるわけでございますので、こうした方々は清算事業団に行っていただくということに相なるわけでございますし、そこで十分な教育を受けながら待機をするということになるというふうに思うわけございまして、運輸大臣の御答弁と同様でございます。（11月20日）

賃金・労働条件の大きな変更は望ましくない

橋本運輸大臣 確かに私は実態から考えて基本的な賃金あるいは労働時間といったようなものはできるだけ維持されることの方が望ましいものであると考えております。

ただ、役職員になりますとこれは現在の水準がどう変わるかというのはこれはまた別の問題であります、少なくとも現場において現実に鉄道輸送業務そのものに従事している職員の方々にとりましては、委員が言われますように、実態的にそう大きな変化が瞬間的に生ずるものではない。そうすると、その瞬間をとらえて基本的な賃金や労働時間が大きく変更されるということは望ましいものではなかろうと私も思います。(11月25日)

新会社の退職金は国鉄時代を下回らない

橋本運輸大臣 承継法人の退職手当の制度につきましては、基本的にはそれぞれの承継法人の経営者が分割・民営化の趣旨を踏まえて定めるものであります。

今回の改革法では、新会社の職員となるべき職員の利益に配慮して国鉄の在職期間を通算する制度にすべきと義務づけたところであります。

なるほど委員が御指摘のようなことも理論的には成立しないとは私も申しません。しかし同時に、新会社における退職手当につきましては退職手当引当金制度を設けさせておきまして、新会社を退職する際の退職手当が結果として国鉄時代における退職手当を下回る制度となることのないように、この法の趣旨に沿って新会社を指導してまいりたいと思います。(11月25日)

安恒良一議員 問題は、来年の3月31日で退職したときもらうべき退職金の部分が、将来4月1日以降働いてもらう退職金と合算したとき、こちら側が下がったんじゃないですよということを言っていますから、その趣旨をちゃんとして指導していただくことをお約束ください。

橋本運輸大臣 新会社の職員となるべき職員の利益を配慮してと申し上げておるわけですから、その点を御信頼いただきたいと思います。(11月25日)

5. 広域異動で生活不安は起きていないか？

〔附帯決議第9項⑤〕 広域異動者については、生活不安を与えぬよう、公的住宅の確保、在学校の成績証明書の活用など高校の転入学の円滑化等をはかること。

広域異動の条件づくり

橋本運輸大臣 しかし一方、北海道地区、九州地区というものを考えてみますと、

この国鉄の経営形態変更に伴い職場を去っていただかなければならない方の問題とは別個に、鉄鋼、造船、あるいは北洋漁業の減船による影響等々でまた大変雇用情勢の深刻なことも承知をいたしております。それだけに、できる限りこの広域異動に応じていただける条件を設定する努力をいたすとともに、その中でも地場における雇用を少しでも確保しようとして努力を続けていくつもりであります。(11月20日)

住宅を確保

片山政府委員 住宅の確保につきましては、一義的には雇用主において対応すべく御努力いただくことが必要と考えております。しかしながら、国鉄職員の再就職に伴います住宅の確保は生活の安定のためにも大変重要なことでもありますので、今後の移転等の具体的な実態、これに応じまして誠意を持って取り組んでまいりたいと考えております。(11月12日)

転入学を指導

塩川文部大臣 そこで、教育委員会に対して文部省が言っておりますのは、今までは欠員のないところは転入学をとらないというのが原則でございましたが、国鉄職員の家庭の方でそういう申し入れがあった場合、定数に関係なく希望する者はテストしなさい、こういうことを言っておりますこと、それと従来は転入学は年に一回しかやらなかったのでございますが、今は4月、9月、1月というふう年に3回ぐらいテストして受け入れるようにする、こういう具体的なこともそれぞれ各県の教育委員会に対して指示いたしております、ほぼこれで受け入れができると思うのでございます。

ただ、その中で高校へ希望されない人も中には出てくる、その分についてどうするかということ、これはそれぞれの御家庭の問題でございますが、高校を希望する方は公私を問わずそれぞれに全員入学できるようにさらに一層強硬な指導をしてまいりたいと思っております。(11月12日)

通常国会で地域対策に万全を期す

平井労働大臣 労働省といたしましては当然、御指摘のあった広域異動また職種の選択等、大変痛みを伴いますこのたびの改革についての異動でございますので、地域対策を、従来の発想を変えまして抜本的に通常国会でお願いいたしまして万全を期したい、かように考えております。(11月20日)

6. 人活センターはどうなるか？

適材適所で配属!?

杉浦国鉄総裁 人活センターにどういう職員を配置するかという点でございますが、それぞれの所属長がその権限と責任におきまして、個々の職員の能力、意欲あるいは適性というような個々人の職員の様子を十分に総合的に判断をいたしまして、

そこで適材適所にこれを活用するという意味合いにおきまして配属を決めておるところでございます。

今、先生、新宿の例を例示で挙げられたわけでございますが、国労の組合員が多いというのは、全体で数字を見ますと約81%ぐらい国労の組合員が配属になっているという数字を受けております。これは別に特定の組合に所属しているからとか、あるいはまた組合の活動歴がどうであるかというようなことを全然考慮をいたしておるものではございません。決してそういう差別をしたことでなしに、それぞれの職員の個々の適性、能力に着目をいたしまして配属をしておるものでございます。(11月25日)

人活センターの職場環境整備を心がけている

杉浦国鉄総裁 人活センターの職員が配属される詰所につきましては、既存の施設を有効に使っておるとおるところでございますが、特にどういう場所かということ全体的に把握はしておりませんが、この職場環境につきましては、やはり明るい職場にしなければならぬというのが私どものモットーでございますので、環境に当たりまして十分注意するようというので、本社から現場には局長あるいは課長名での通達を発しまして、環境整備に心がけているところでございます。(11月25日)

作業に支障のない備品？

杉浦国鉄総裁 先生が現場を御視察になったときにそうした状態が見受けられたということは私報告を受けておりますが、なお現場の実態でございますその実情につきまして、詳細は私承知しておりませんが、ただ、作業に支障のないような備品あるいは支給品というものはもう十分に備わっているというふうに私は思っております。(11月25日)

人活センターは4月1日以前に廃止

大木正吾議員 国労の方も動労の方も、その他の組合の方もいらっしゃるんですが、大体人活センターに入っている方々は、組織の帰属のいかんを問わず全部が労働雇用不安におびえていますね。4月に新しい会社が発足を、そして人活センターが残る、そして結果的には清算事業団の関連の中に入るかもしれない。最終的には行き場所がないですね。あっても、子供さんが大きいから行かれない場合も出てくる。そういった問題等が将来出てきますから、私はやっぱり3月31日あるいは4月1日、言えば新会社発足と合わせてこれは廃止をしてもらいたい。あいまいな返事は困ります。はっきりしてください。

杉浦国鉄総裁 今そういうつもりで御答弁申し上げたつもりでございますけれども、要するに来年の4月1日以前にこれはやめます。(11月25日)